

財団法人 愛媛県文化振興財団寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人愛媛県文化振興財団という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛媛県松山市道後町 2 丁目 5 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、各種の文化事業を行なうことにより、愛媛県民の文化意識の高揚を図り、もって本県文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 文化意識の啓発に関すること。
- (2) 文化情報の提供に関すること。
- (3) 文化活動の顕彰に関すること。
- (4) 文化活動の普及促進に関すること。
- (5) 伝統文化の保存伝承に関すること。
- (6) 文化財の保存保護に関すること。
- (7) 愛媛県県民文化会館の管理運営に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 構 成)

第 5 条 この法人の資産は、次とおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資 産 の 種 別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産処分の制限)

第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。
ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会の議決を経、かつ、愛媛県教育委員会（以下「主務官庁」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後3か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは、全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第7条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内（うち、理事長、副理事長及び常務理事1人とする。）

(2) 監事 2人

(役員 の 選任等)

第 1 6 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事 の 職務)

第 1 7 条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事 の 職務)

第 1 8 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を召集すること。

(役員 の 任期)

第 1 9 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員 の 解任)

第 2 0 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の、おのおの 3 分の 2 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬)

第 2 1 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員については、有給とすることができる。

(評議員 の 選出)

第 2 2 条 この法人に、評議員 2 0 人以上 2 5 人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員には、第 1 9 条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

4 評議員は、役員と相互に兼ねることができない。

(評 議 員 の 職 務)

第 2 3 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事 務 局 及 び 職 員)

第 2 4 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

3 職員は、有給とする。

4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決に基づき理事長が定める。

第 5 章 会 議

(理 事 会 の 召 集)

第 2 5 条 理事会は、毎年 2 回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、その請求があった日から 1 0 日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

2 理事会を召集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 2 6 条 理事会の議長は、理事長とする。

(理 事 会 の 定 足 数 等)

第 2 7 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評 議 員 会)

第 2 8 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前 3 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前 3 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議 事 録)

第29条 理事会及び評議員会については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 出席理事又は出席評議員の氏名
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には議長及び出席者のうちからその会議において選出された者2人以上が署名しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄 附 行 為 の 変 更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のおのおの3分の2以上の議決を経、かつ主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第31条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のおのおの4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければならない。

(残 余 財 産 の 処 分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のおのおの4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

第7章 補 則

(書 類 及 び 帳 簿 の 備 付 等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2、前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は、1年以上保存しな

ればならない。

(細 則)

第34条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとし、
第19条の規定にかかわらず、その任期は昭和57年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。
ただし、第2条の改正規定及び第4条第7号の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。